平成２８年（フ）第５９６号
大阪府羽曳野市恵我之荘４丁目４番16号
債務者　手しごと家くること　及川　　勝
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙畑豪太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３７号
奈良市あやめ池南１丁目２番12号　あやめ池いずみハイツ105号
債務者　前川　博史
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石黒　良彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
奈良地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２００号
千葉県佐倉市西志津４丁目26番４号　クレール御塚山１号館105
債務者　岡部　美樹
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３４２号
川崎市川崎区旭町１丁目16番３－105号　ニイノパレス川崎
債務者　栗林　孝幸
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３４３号
川崎市麻生区高石３丁目２番８号　プチフォーレ百合丘　202、前住所川崎市麻生区百合丘２丁目５番地　サンラフレ百合ヶ丘17－408
債務者　鈴木　英一
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６９号
川崎市中原区上小田中６丁目11番５－902号　ディアレイシャス武蔵中原
債務者　水民　　潤
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８４号
川崎市宮前区平２丁目19番64号　ベルヴェデーレ宮前　202、前住所川崎市高津区上作延744番地14　はいむぽぷりＩ　101
債務者　小貫　真美（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８７号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前、前住所東京都足立区平野２丁目６番13号　ゴールドウィング101
債務者　名畑　吉和
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９２号
川崎市麻生区千代ケ丘５丁目９番地100　サンサンハウス　101
債務者　馬場　秀樹
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９６号
川崎市宮前区神木本町４丁目１番11号　ハイツ向ヶ丘　201、前住所千葉県市川市市川南４丁目９番25号　ジュネパレス市川第３－103号
債務者　福丸　智美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４０９号
川崎市高津区溝口６丁目19番11－403号　スパイラル多摩
債務者　池田　有美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４１８号
川崎市幸区堀川町72番地21　ラゾーナ川崎レジデンス　R107
債務者　尾花　絹代
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２１号
川崎市川崎区池上新町２丁目14番３号　Ｄ－ＤＥＳＩＧＮ川崎　302、前住所川崎市川崎区池上町10番５号　渡辺荘　201
債務者　石井　ジェニー　パスクアルこと　ＩＳＨＩＩ　ＪＥＮＮＹ　ＰＡＳＣＵＡＬ
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２２号
川崎市川崎区台町７番20号　佐々木台町アパート　201
債務者　國本　奈美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２７号
川崎市高津区久末598番地　サニーホーム102
債務者　櫻井　由香（旧姓御調）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３５号
川崎市幸区南加瀬３丁目28番30－202号　山澄ビル、前住所川崎市幸区南加瀬５丁目32番10号
債務者　赤坂喜代次
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係